

47,000人のために 47,000人と共に  
47,000人一人一人が主役である弁護士の世界に

---

# これからの弁護士の未来研究会 報告書（第3版）



これからの弁護士の未来研究会

# 目次

ごあいさつ

「これからの弁護士の未来」研究会通信 (No.1) .....	1
「これからの弁護士の未来」研究会通信 (No.2) .....	3
「これからの弁護士の未来」研究会通信 (No.3) .....	7
「これからの弁護士の未来」研究会通信 (No.4) .....	10
「これからの弁護士の未来」研究会通信 (No.5) .....	15
「これからの弁護士の未来」研究会通信 (No.6) .....	17
「これからの弁護士の未来」研究会通信 (No.7) .....	19
「これからの弁護士の未来」研究会通信 (No.8) .....	22
「これからの弁護士の未来」研究会通信 (No.9) .....	26
「これからの弁護士の未来」研究会通信 (No.10) .....	28
「これからの弁護士の未来」研究会通信 (No.11) .....	43
略歴：これからの弁護士の未来研究会 代表 矢吹 公敏 .....	45

## ごあいさつ

「これからの弁護士の未来研究会報告書（第3版）」をお届けいたしますので、是非ご一読ください。

この研究会は、弁護士業界が現在直面している問題点を端的にお示しし、その改善点を提言しようというものです。もちろんこの小冊子で全てを語り尽くせませんが、研究会で重要と思われる項目について意見を述べることにいたしました。

その大目標は、「弁護士から発する新たな司法改革」、「法の支配の実現」と「地方創生への取組」であります。「新たな司法改革」ですが、2001年の司法改革は弁護士に対する批判も原因の一つでした。法曹養成制度等、弁護士自ら制度改革を行う必要性が高まっていると感じます。土台から変えていく努力が重要だと考えています。「法の支配」という言葉はよく使われる用語ですが、適正な手続を実現し、その手続に従ってできる法を的確に執行する機能が必要です。そのために、司法の役割は非常に大きく、司法の一員である私達弁護士は、手続の適正を保つ役割を担っているといえます。また、法の支配だけでは充分ではなく、法の支配と民主主義、そして人権保障が相互に作用して初めて良い法の支配ができると信じています。司法の世界に参加している私達にとって、この法の支配への貢献は必要不可欠であると考えています。

次に、「地方創生」です。政治家のフレーズと被ってしまい申し訳ないのですが、あえて使わせてください。大都市圏以外で弁護士をしている会員の多くと大都市圏の会員の多くは、その仕事の内容も収入も差があると感じています。弁護士の二極化の問題は、昔から弁護士業界に対するリスクを生じる原因の一つであると考えていましたが、今は二極化ではなく、多極化だと感じます。大都市圏でもいわゆる街弁の収入は上がりず、新しい弁護士の採用が困難な状況です。地方はなおさらその傾向が強いと思います。また、男女の格差も顕著です。このように、構造的に多極化が進んでいると思わざるを得ません。

この三つの問題を少しでも解決することを目的として研究会を立ち上げました。2024年12月に発刊した報告書（第1版）、2025年3月に発刊した報告書（第2版）に加え、今回の第3版では第2版を改訂し、不祥事問題について、論を進めました。また、全国の副代表から、それぞれ取り組むべきと考える弁護士の未来の課題について意見を頂き掲載いたしました。是非、ご覧ください。

今後とも、よろしく願いいたします。

これからの弁護士の未来研究会

代表 矢吹 公敏



## 「これからの弁護士の未来」研究会通信 (No.1)

### 災害復興と弁護士・弁護士会の役割

地震、台風、水害等の自然災害が毎年起きており、その度に弁護士・弁護士会は復興支援に精力的に取り組んできました（日弁連も災害復興支援委員会を中心に単位会と連携して活動をしています）。それには、①行政との連携（各種被災者支援チェックリストに基づく連携等）、②司法的解決方法（無料法律相談の実施、被災者生活再建ノートの普及、災害時の弁護士会の活動マニュアルの作成と利用促進、自然災害による被災者の債務整理に関するガイドラインの作成と普及等）、③立法措置の促進（ローン減免制度の利用促進、二重ローン解消の努力等）を含みます。

私が最初に復興支援に携わったのは、2005年のインドネシアのアチエで震災・津波後の不正な子どもの人身売買を禁止するために、ADR 普及による養子縁組支援を現地のイスラムシャリア法廷と共に行った活動です。その後、2011年3月11日に東日本大震災があり、すぐにできた東京弁護士会の災害対策本部で東京に避難してきた被災者の方々のための無料法律相談に何度か参加し、その後原発 ADR が開始されたことから仲介委員として多くの事件に携わりました。原発被災の元の原因は津波によるものであり、自然災害といっても良いと思います。福島県南相馬の体育館での法律相談や浪江町の集団 ADR 申し立て事件は私の弁護士としての災害復興の取り組み方に影響を与えました。

熊本の震災は、2016年4月14日でしたが、死者276人（その中でも震災関連死が221人でした）、負傷者2,809人、避難者183,882人、被災総額4.6兆円とお聞きしています。また、その後の豪雨での被害拡大もありました。日弁連でもすぐに対策本部を設置し、熊本県弁護士会と連携して対応しました。2024年の元旦に起きた能登半島地震そして同年9月21日に襲った豪雨災害の被災地を訪問しました。被災した方々の思いや制度の課題もあり公費解体が進まない中で、人口減少が進んでいる被災地を拝見しました。

これからも災害はますます喫緊の課題ですので、日弁連もこれまでの経験と実績を踏まえて各単位会と協力して被災者支援活動を継続的に実施していく必要があると考えています。

## 小規模単位会の弁護士数の増加

弁護士会には 52 単位会があり、そのうち会員 200 名以下（2024 年 12 月 6 日の日弁連総会で 250 名以下に変更）、日弁連所属会員数の 0.5%以下の単位会を小規模単位会として日弁連が支援しています。

課題は、そうした人数でその面積をカバーする負担の問題だけではなく、新しく登録する弁護士の数がゼロ・ワンとなっているのが 75 期司法修習生の際に 23 単位会、76 期修習生で 25 単位会となっていることです。過度な会務負担の問題もあり、当該単位会所属の会員にとって重荷となっています。

その解決方法ですが、地方の弁護士が、司法試験合格直後に修習予定者とマッチングできる仕組み（現在、合格発表直後に地方の法律事務所も参加する就職説明会を実施しています）や法科大学院生及び修了生を対象とした短期エクスターンシップをさらに強化することや、法科大学院生に対して、地方で弁護士をする魅力を強く伝えるよう、カリキュラムに盛り込むこと等が考えられます。抜本的には、法曹養成制度の改革が必要だと考えていますが、それは別項で述べます。

## 弁護士の収入増と弁護士中間層の厚さの拡大

日弁連の白書では約 2,000 人による回答で収入平均が 2,083 万円、所得平均が 1,022 万円ですが、中間値を取ると収入が約 1,500 万円、所得が約 800 万円となり、収入・所得とも平均を下回る弁護士が多いことが分かります。

どうすれば良いかということですが、まず中間層の収入の厚みを増す努力が必要だと思います。そのために弁護士報酬制度の改定、法テラス報酬の改定が考えられます。法テラス報酬の引き上げについては別に述べますが、弁護士報酬制度の改定には、国民の所得向上と弁護士報酬を負担し得る中小企業を含めた企業の地方誘致が必要となるでしょう。容易ではないのですが、それを目指していくべきと考えています。

また、LAC（権利擁護保険）の報酬が引き上げられましたが、それは需要がそれだけあるということの証左です。LAC の拡充もしていく必要があります。



## 「これからの弁護士の未来」研究会通信 (No.2)

### えん罪防止

2024年9月26日袴田巖さんの再審無罪公判判決が静岡地方裁判所で言い渡されました。判決では、検察官調書、5件の衣類、その端切れのいずれも捜査機関によって捏造されたものであると、「捏造」を認定しています。袴田さんは、48年間近く身体拘束を受け、そのうち33年間は死刑囚として死刑の恐怖の中に置かれたのです。

検察は司法の一翼を担う立場として、「法の支配」の護り手であるべきにもかかわらず、証拠の開示を含めて真実発見のための適正な手続にも協力せずにいたこと、地裁判決では証拠の捏造に関与したとして厳しく糾弾されていること、をどれほど真摯に受け止めているのだろうか？と疑問を持ちます。

同様の再審無罪事件は、足利事件、布川事件、また再審請求事件は名張事件などで続いています。その中には死刑判決が確定しその後の再審で無罪が確定した事件（免田事件、財田川事件、松山事件、島田事件）もあります。

次項で述べるように、これらの事件に異常なほど時間がかかっているのは、再審法（刑事訴訟法の再審規定）が不備であることによります。証拠の開示を含めて再審法の改正を強く求めるものです。また、死刑という刑罰が必要であるかも真摯に考えなければならないと考えています。その点は、後に述べます。

### 再審法の課題

再審手続については、刑事訴訟法第四編に19条にわたり規定されていますが、1949年に現行の刑事訴訟法が制定されて以降、約75年間改正されていません。その結果、①再審裁判が裁判所の広範な裁量に委ねられ、いわゆる「再審格差」という担当する裁判所ごとに格差が生じていること、②現行の法律には証拠開示の明文規定がなく、前項の袴田事件のように証拠開示がなされずに長期を要する場合があること、③再審決定に対して理由の脆弱な検察官の不服申立てによってえん罪被害者の早期救済が妨げられていること、となっており大いに課題を抱えています。

日弁連では2023年2月17日付けて「刑事再審に関する刑事訴訟法等改正意見書」を取りまとめ、21日付けて法務大臣や立法府に提出しています。再審法改正について議連もできています。日本が、「法の支配」を具現する国であるなら、早期に再審法を改正して、上記の①から③の点を改定すべきと考えています。

## 刑事訴訟手続関係（オンライン接見、国選弁護拡充、IT化）

刑事訴訟法の改正問題も急務です。その中でも、オンライン接見、国選弁護拡充、国選弁護報酬の増額、IT化について考えています。

オンライン接見は、遠隔地に行かなければならない大都市以外の弁護士の負担を軽減し、さらに憲法上の接見交通権を保障するために現代において必要な手続です。現在、電話での被疑者・被告人との交信は認められているものの、被疑者・被告人側に捜査機関が立会うという方式です。これでは秘密交通権は守られません。オンライン接見の実現には、なりすましの防止、第三者の立会いの防止、情報セキュリティの確保等の問題がありますが、それを解決する方法を求めるとしても、オンライン接見そのものを否定する理由とはならないと考えます。大都市部以外の弁護士の刑事弁護活動の充実と被疑者・被告人の接見交通権の保障という観点から是非実現すべき課題です。

国選弁護の拡大は人権擁護の点から急務です。まずは、逮捕された被疑者（勾留前）への国選弁護機会の保障です。資力要件不要、被疑者と裁判官の面接不要などの問題を克服して実現すべき課題です。また、罪に問われた障がい者への十分な制度対応も課題で、社会福祉士との連携、人権への配慮などの制度措置を整えなければなりません。日弁連が費用を担い、法テラスに委託している法律援助事業を法テラスの本来事業とするべく努力が必要です。特に、少年事件の全面的国選付添人制度は少年保護の立場から急務と考えます。

それにしても、それらを担う弁護士の報酬の増額がなければ担い手不足は明らかです。国選弁護制度を持続的・安定的に維持・発展させていくためには、弁護士報酬額が適正であることが必要です。適正な報酬と費用支給は、法律事務所を維持していかねばならない弁護士にとって不可欠です。日弁連では長年この問題に取り組んできましたが、引き続き、法務省（そして財務省）を説得する努力を重ねるべきであると考えます。

また、刑事弁護は弁護士自治を支える要です。スタッフ弁護士の専門化等担い手が十分となる

手当てをすることが大切です。

刑事手続の IT 化も進展していかなければならない問題です。もちろん、被疑者・被告人のプライバシーに配慮し、情報セキュリティの強化は不可欠ですが、さらに有効な弁護活動ができるように（先に述べたオンライン接見等）、財務的な課題を解決して、証拠の開示方法を含めて IT 化を進めていくことが求められます。北海道弁護士会連合会が求めている「ファクシミリの利用による準抗告申立の実現」も効果的な弁護活動を実現する方策として実現していきたいと考えています。

## 死刑廃止問題

私個人は、犯罪被害者に関する制度のさらなる拡充と死刑執行の恒久的停止制度を導入することをまず進めた上で、死刑制度廃止に賛成です。

①死刑制度はどのような方法をとっても国が人の生命を奪うという点で憲法 36 条の禁じる「残虐な刑罰」に当たること、②免田・財田川・松山・島田の各事件、そして袴田事件のように再審無罪が確定している事件があるように、取り返しのつかない死刑の可能性を存置するべきでないこと、③国連総会で廃止決議がされ、日本も死刑廃止条約に署名しており（批准はしていません）、国際社会では死刑の廃止が潮流となっていること、が理由です。日弁連でも、2016 年の人権擁護大会で死刑廃止の宣言がなされました（福井宣言）。その趣旨を理解し、反対の議論があることから、終身刑等の代替刑の議論もさらに行うことが必要だと考えます。

それと同時に、犯罪被害者に関する制度のさらなる拡充を行い、犯罪被害者とその家族に正面から向き合うことが大切です。また、世論の理解を求めるために、死刑執行を恒久的に停止した上で、5 年間から 10 年間の検証を経て犯罪率の動向を分析することも必要だと考えます。

## 犯罪被害者の救済

犯罪被害者及びそのご家族の方々は、犯罪という凶悪な被害に遭わただけでなく、周囲からの好奇の目や誹謗中傷等の対象にもなっています。日弁連でも、2017年の滋賀人権擁護大会で公費による犯罪被害者等支援弁護士制度の創設や損害賠償制度の拡充などを求めた宣言をしていますが、賛成です。

犯罪被害者及びその家族の心のケアや二次被害の撲滅のために、さらに努力しなければならないところです。被害者参加制度や国選被害者参加弁護士制度の拡充、損害賠償命令制度の充実による簡便な被害回復手段の充実、犯罪被害者等給付金制度の拡充、日本司法支援センターの精通弁護士紹介制度の充実、現在日弁連の委託事業で行われている犯罪支援制度を国費化して全面的な犯罪被害者等支援弁護士制度の創設を実現する努力を重ねなければならないと考えます。

その努力の一環として生まれた犯罪被害者支援の新たな制度は、2024年4月に綜合法律支援法の改正案として国会で可決成立しました。改正法は2年以内に施行することとされており、また改正法施行のためのシステム構築には最低1年は要しますので時間的な余裕は余りなく、具体的な制度内容の詰めや業務方法書等の規程類の作成、それに即したシステム構築の準備、それらの前提となる次年度予算の策定などについて、本年度末に向けてこの間精力的に準備が進められてきているところです。法テラスと法務省・日弁連とは継続的に協議を行い、今後とも日弁連理事会にも随時報告されることと思います。この制度が内容としても運用としても充実するものとなるように注視していくことが重要です。

SNSの拡大にともなういわれのない誹謗中傷問題は、犯罪被害者やそのご家族の方々に二次被害といわれるほどの心的損傷を生じます。犯罪被害者やそのご家族の方々のプライバシーに配慮した報道を求めるとともに、弁護士が早期に介入することができる制度設計をしていかなければならないと考えます。



## 「これからの弁護士の未来」研究会通信 (No.3)

### 法曹養成

私は、二つの法科大学院で17年間教えてきました。そこで感じることは、法曹養成の課題です。当初、法科大学院が2004年にできた際には「プロセスでの養成」ということでしたが、はたしてその役割は果たされているのでしょうか？予備試験もあり、その合格者が就職現場では重用されています。また、法曹志望者が激減する中で(法科大学院入学志望者が2023年には12,174人(2024年13,513人)となり、2004年の72,800人から激減しています)、法科大学院(特に地方の法科大学院)の数が当初の半分以下となりました。また、「3+2」ルートで在学受験を認めた結果、法科大学院は受験予備校化しています。それに続いての司法研修所での研修、そして弁護士会での継続研修の義務化の動きなど、実地(オンザジョブ)ではない研修での法曹養成が続きます。また、その結果、法曹になるための費用が膨れ上がり、借財をして法曹になる者も多い状況です。

以上のように法曹養成には課題が多い状況だと認識しています。2001年の司法改革審議会意見書では、以下のように述べられています。

「法の支配」の直接の担い手であり、「国民の社会生活上の医師」としての役割を期待される法曹に共通して必要とされる専門的資質・能力の習得と、かけがえのない人生を生きる人々の喜びや悲しみに対して深く共感しうる豊かな人間性の涵養、向上を図る。

その理念を実現するために、①法曹志望者の増加のための活動(中高大学生に対する法曹の魅力発信)、②法曹養成制度のさらなる改革(上記の司法改革審議会意見書にある通りの養成内容とする努力を含みます)、③費用のかからない法曹養成の仕組みの構築が必要だと考えます。

また、さらに法曹養成制度そのものの大幅な見直しも検討すべきです。①予備試験の廃止、②法科大学院の適正配置が喫緊の課題ですが、司法研修のあり方も制度改革の問題として検討すべきです。

## 法曹人口

適正な法曹人口については様々なご意見があります。日弁連は、2020年7月に法曹養成制度改革実現本部内に法曹人口検証本部を設置し、2022年3月には「法曹人口政策に関する当面の対処方針」を発表しました。2022年度の司法試験合格者が1,403人と徐々に減っていましたが（同年の出願者が3,357人と、それも過去にない少数に留まっています）、2023年度は1,781人（出願者は4,165人）で、2024年度は1,592人（出願者は4,028人）でしたので、若干上向きにはなっています。他方で、過去に1,000人決議をした弁護士会も存在します。

その一方で、地方の単位会では募集をしても弁護士を採用できないとの話を多く聞きます。また、大都市部でも一般の事務所で新規弁護士の採用ができないという話もあります。

では、どのように考えるべきなのでしょう？私は、①司法を支える法曹には一定の「質」を維持する必要があること、②法曹の三翼にある裁判官・検察官・弁護士がバランスよく育成されること、③法曹人口については需給関係を精査して、ニーズがあれば法曹人口を増やす必要があり、なければ減員すべきと考えます。但し、③の判断には統計分析が必要で、その結果が出るまでは抑制的に人口問題を展開することが必要であると考えます。

現在は、ニーズがあり、吸収力があることは確かですので、それを踏まえた合格数を検討することが大切だと思います。

## いわゆる「谷間世代」問題

新 65 期から 70 期までの修習生は貸与制世代（または、「谷間世代」）といわれ、約 1 万人に及び、弁護士人口の 4 分の 1 を構成し、その世代では長期に渡る負債を抱えて法曹となることも余儀なくされました。それ以前は給費世代で、その後はビギナーズネットの努力もあり給付制となり、月に 13 万 5,000 円の支払いを受けることになりました。

すでに法曹になったいわゆる「谷間世代」の問題は、その世代だけの問題ではなく、弁護士自治の根幹に関わる法曹全体の問題と理解すべきです。これを一部の法曹の問題として取り上げるのではなく、法曹全体の問題として取り上げることが前提と考えて問題の解決を図るべきです。4 分の 1 の法曹が不安定な立場にいること（そしてその多くが借財から法曹を始めることになったこと）は、弁護士の自治にとって重大な課題を提起することになりました。

日弁連では、その間の合計給費額に相当する金額の基金を作り、公益活動をする弁護士に支払われるという案が示されています。その案の妥当性については賛否があると思いますが、いずれにしても 4 分の 1 の法曹の不安定性の問題を解消することが弁護士の一体化とそれに支えられた弁護士自治にとって不可欠だと考えます。



## 「これからの弁護士の未来」研究会通信 (No.4)

### 国内人権委員会の設置

私は「人権」という言葉を政府が真摯に使用すべきであると考えています。岸田前首相は人権担当首相補佐官を置くなど、各所で「人権」に言及しました。しかし、現実には、我が国では人権問題を語ることはタブーにさえなっていると思います。

その一つの例が、国内人権委員会の未設置問題です。国内人権委員会（日弁連では「政府から独立した人権機関」と呼んでいます）は、政府から独立した人権の擁護・促進のための国家機関です。裁判所とは異なり、調停や勧告による迅速な人権侵害を救済・予防することを目的としています。1993年のパリ原則（国家機関の地位に関する原則）により加盟国に設置が求められました。現在、国家人権機関は120カ国で設置され、経済協力開発機構（OECD）加盟38カ国で設置されていないのは日本、米国、イスラエルなどわずか7カ国です。

我が国でも人権擁護法案が国会に上程されましたが（2002年）、同機関が法務省所管となったことなどの問題点があり廃案となりました（日弁連も強く反対）。日弁連は、2014年の徳島の人権擁護大会で「個人通報制度の導入と国際人権機関の設置を求める決議」を採択し、その後も会長声明を発しています。国連人権理事会の普遍的定期審査や国連の各委員会からも繰り返し設置勧告がなされていますが、その実現には至っていません。

私は、インドネシアの国内人権委員会（国家人権委員会）を訪問してその活動に触れました。インドネシアという人権侵害事例が多い国では不可欠の機関であり、政府から独立していることもあり、予算が限定されているにもかかわらず、その活動は活発で、委員長はじめ職員も使命感をもって活動していました。一方、日本では名古屋出入国在留管理局で収容中だったスリランカ人のウィシュマ・サンダマリさんが亡くなった件や旧ジャニーズ事務所の創業者による性加害問題なども海外から批判されています。早期に政府から独立した国内人権委員会を設置し、国内の人権問題に取り組むことが、日本が世界に誇れる国として認められる一助になることは間違いありません。

## 環境と生きる権利

地球温暖化による気候変動が、私達の生命、健康生活基盤に及ぼす影響が深刻であり、現に生じている人権侵害であると提示したのは2024年の日弁連人権擁護大会での決議です。

環境権は、憲法上の明示がないものの、同法13条の幸福追求権の尊重及び25条の生存権の中に内包されています。上記人権宣言でも憲法13条、22条、25条及び29条による憲法上の人権が侵害されていると明記しており、国連の人権理事会でも同様の人権の侵害が生じていると論じています。このような議論が適切であることは、昨今の日本で生じている災害を見れば明らかです。熊本の大地震後の洪水被害、並びに能登半島の大震災後の洪水被害を語るまでもなく、気候変動による人権への侵害状況は、ますます悲惨な状態に陥っています。

日弁連としては、気候変動の問題を人権侵害の中心の一つに据えて考えるべきであり、カーボンニュートラルの課題のような気候変動に対する運動を強化し、他方で災害対策に迅速かつ適切に対応するため、災害マネジメントなど具体的な政策を施さなければならないと考えます。

## 安全保障と憲法9条

平和的生存権は、憲法前文2項に明記されています。憲法は第二次世界大戦後の我が国の国民の総意として規定されたものです。国家の安全保障の問題については、会員での意見が分かるところだと理解していますが、この前文の思想は堅持すべき価値があると考えます。ウクライナやガザの戦争を見るにつけ、一度戦争状態となると、生命や身体の安全を含むそれぞれの国民の人権に甚大な侵害が生じ、それを容易に止めることはできません。戦争は、絶対に起こしてはなりません。

私達国民は、「恒久の平和を念願し、人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚するのであって、平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した。われらは、平和を維持し、専従と隷従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようと努めている国際社会において、名誉ある地位を占めたいと思ふ。」（憲法前文）という決意を継続して持ち続ける必要があります。また、私達弁護士にはその先頭にたってそれを実現する責務があると考えています。

憲法9条をめぐる自衛隊の問題、安全保障の問題だけでなく、緊急事態条項の問題やその他の

憲法改正の問題にもそのような視点で取り組む強い決意が必要だと信じています。

## 入管法改正問題と外国人の人権問題

入管法改正法が2023年に成立し、監理措置制度の創設、3回目以降の難民申請後の強制送還の可能性や刑罰を伴う退去命令など、入管行政における外国人の人権侵害のおそれを高めています。実際に、名古屋出入国在留管理局で収容中だったスリランカ人のウィシュマ・サンダマリさんが亡くなった件のような事件も起きています。

他方で、政府は、労働人口が減少したことを大きな要因として、外国人の労働者を我が国に呼び込もうと在留資格を変更し、特定技能制度の拡充、育成就労制度の創設などの施策を取ろうとしています。

我が国は、「国際社会において、名誉ある地位を占めたいと思ふ。」（憲法前文）という意思を表明している以上、我が国の利害だけで外国人の人権を捉えるのではなく、外国人の方々にも適切な人権保障の制度を提供することが求められています。

## 子どもの権利

少子化問題が叫ばれている日本社会で、その対象である子どもの人権を尊重する取り組みがなされているのか大いに疑問です。1994年に、日本政府は、子どもの権利条約を批准していますが、国連の子どもの権利委員会からの指摘に十分に対応していません。英国では、子どもの権利条約には「声を聞いてもらう権利」があるよね、と子どもに教えているということですが（ブレイディみかこ著「ぼくはイエローでホワイトで、ちょっとブルー」新潮文庫）、我が国ではこのような教育はされていないのが現状です。

東京弁護士会には学校問題ADRがありますが、これまでの我が国では、子どもが、学校との関係、親との関係において、個人としての人権を持っているとは認められていないと、私は感じています。子ども個人の人権を守る手だてが必要です。スクールロイヤーの課題もそうした点を踏まえて検討すべきです。

2022年にこども基本法とこども家庭庁設置法ができましたが、日弁連はそれらの課題を指摘し

ています。加えて、子ども手続代理人の制度が、現在は法律援助事業の対象となっていますが、それを国費化することが、我が国が真に子どもの権利を自覚することにつながると切に思う次第です。

## 靈感商法と宗教問題

信教の自由は、精神的自由権の一つとして憲法上保障されています（20条）。そこでは、「いかなる宗教団体も、国から特権を受け、又は政治上の権力を行使してはならない。」（1項第2文）とされており、「国及びその機関は、宗教教育その他いかなる宗教活動もしてはならない。」（3項）とされています。しかし、その精神に反するような事件が起きています（旧統一教会問題）。

宗教活動は憲法上保護されていますが、それを隠れ蓑にした靈感商法のような悪質な消費者事件も生じています。日弁連では、この問題に取り組んできましたが、さらなる被害者がでないような対応を継続する必要があると考えます。

## 依頼者と弁護士通信秘密の保障

依頼者と弁護士の通信の秘密保護制度は、刑事関係では接見交通権（憲法37条3項）が弁護人依頼権の保障の一部として知られています。他方で、民事法や行政法では、証拠法の関係で証拠の全面開示に例外として位置付けられています。最近では、海外の金融活動作業部会（FATF）による第四次対日審査の結果、弁護士と司法書士を除く士業にも「疑わしい取引」の当局への報告義務が課されることとなり（犯罪収益移転防止法改正）、上記の通信の秘密への脅威となっています。それに対応するため、日弁連でも「依頼者の本人特定事項の確認及び記録保存等に関する規定・規則」が改正され、実質的支配者の確認義務等が設けられました。

依頼者と弁護士の通信の秘密は、法の支配の一部であり、国連決議で設けられた「弁護士の役割に関する基本原則」14項、15項及び22項でも規定されています。日弁連では、引き続き依頼者と弁護士の通信の秘密保護制度を確保する努力を続けることが大切です。

## SNS と知る権利

2024年11月28日、オーストラリア議会は、16歳未満によるソーシャルメディアの利用を禁じる法案を可決しました。施行は約1年後の予定です。新法では、フェイスブックやインスタグラム、スナップチャット、TikTok（ティックトック）などの人気ソーシャルメディアについて、16歳未満によるアカウントの開設を禁止することになります。

SNSは我が国の国政選挙や知事選挙でも問題となっています。国民の知る権利（憲法21条で保障）は憲法上の価値としてできるだけ制限すべきではありません。他方で、フェイクニュースや誹謗中傷が多いSNSを知る権利を理由に野放しにしてはなりません。

SNSは、迅速な情報の提供を受けるために、既存のメディアを超えて有用ですが、他方で、その情報が正確でない場合もあり、拡散力が高いために、一定の制限も必要だと思います。フェイクニュースや誹謗中傷を早急に除去し、生じさせない方法をとる必要があると考えます。



## 「これからの弁護士の未来」研究会通信 (No.5)

### 若手・女性の弁護士の登録数を増加

私共は、各弁護士会に所属する弁護士の女性比率が低いことも課題だと考えています。全国平均が20.2%ですからかなり低いといえます。セクハラ・パワハラの問題も課題として全国で取り上げるべき問題だと思います。

若手弁護士の登録については別項で述べました。若手・女性の弁護士の登録数を増やすには、弁護士収入増と職場の確保が必要であると考えています。弁護士収入増の件は先に述べましたが、女性については職場の確保が課題ともいえます。法律事務所だけではなく地方公共団体（都道府県、市、町等）の任期付き公務員や企業内の弁護士としても雇用の機会を増やせるように、地方公共団体や地場の企業に宣伝することが大切だと思います。各地で「リーガル女子」というイベントが行われていますが、そのような活動も支援していきたいと思っています。

### 男女共同参画とダイバーシティ & インクルージョン

私は、東京弁護士会の男女共同参画推進本部の本部長代行を3年間務めました。東弁も、第三次男女共同参画基本計画を実践し、今年度は第三次基本計画2を策定して今後の目標達成を目指しています。

ダイバーシティは、男女の問題だけではなくLGBTQの方々にも及びます。台湾では男女の垣根を超えた立法も進んでおり、同性婚も法律で認められていると聞きます。また、それが社会の活力となっています。日本でも、ダイバーシティ&インクルージョン(最近ではDE&Iといいます。)の活動を地道に実現する努力をしていかなければなりません。

女性の法曹比率が2割程度と低いことに加え、女性は家庭内の法律問題に向いているという偏見もあり、大手の事務所でのパートナー率も低く、その結果女性法曹の所得が男性に比べて低いことが問題です。いつまでも女性法曹のガラスの天井(グラスシーリング)を破ることができません。それは、欧米でも同様だと聞いています。今後は、企業弁護士、自治体を含む任期付き及び正式雇用の職員としての弁護士、社外役員など多様な場での職域拡大を進めることが大

切です。

また、弁護士会内の女性役員の比率も改善しなければならない課題です。3割がクリティカルマスといわれるように、3割の役員比率が女性の声を聴く上で必要だと思います。そのためにクォータ制などを採用することも一方策ですが、同時に、それで女性に過度の負担をかけないようにリモートでの会議参加など家庭にいても弁護士会活動に参加できる仕組みを拡大することも重要となります。

この問題に焦点を合わせて、女性だけでなく性を超えた法曹の在り方を考えるべきであると思っています。

## 選択的夫婦別姓制

その一つの例が選択的夫婦別姓制の問題です。最高裁による判決もあり、法曹界だけでなく、経済界でも肯定的な意見があるにもかかわらず、法制度改革は進みません。その理由は、夫婦の問題というよりも、子どもの姓をどうするのかという疑問に答えていないことにあると思います。夫婦は、選択的に別姓が良いが子どもはどうするのか？戸籍はどうなるのか？という関連する問題に明確な回答を出すべきです。それが立法に結び付く基本だと考えます。

国連の委員会も、選択的夫婦別姓制を取らない日本に意見書を送付したとのことですが、立法者はそうした外からの意見に真摯に耳を傾ける責務があるのだと思います。

上記の問題に早く明確に答えた上で、選択的夫婦別姓制を法制化することが急務だと考えています。



## 「これからの弁護士の未来」研究会通信 (No.6)

### 民事法律扶助制度の課題

民事法律扶助の課題は、そのまま日本司法支援センター（法テラス）の問題となっています。法テラスは、以前の法律扶助協会での限定された法律扶助制度を改善し、国が法律扶助制度を担うべきであるとされたことから、2004年の総合法律支援法により設置されました（2018年改正総合法律支援法が施行され、高齢者・障がい者、DV等の被害者の法律相談について資力要件を必要としないこととなりました）。それ自体は、「法の支配を社会の隅々に」という司法改革審議会意見書（2001年）の趣旨に沿った適切な対応であったと思います。

他方で、報酬基準の問題、手続的な煩瑣さの問題は解消されたとはいえ、全国どこでもそれらの問題点の指摘を受けます。日弁連では離婚関連事件についてモニターを募って業務量調査を行い、調査報告書を公開して検討しました（2023年）。加えて、日弁連では、2023年に弁護士の報酬適正化に関する決議を総会で可決しています。持続可能な法律扶助の実施は、司法アクセスの保障においてきわめて重要であり、いわば市民に医者が必要であるに等しいと考えます。引き続き、法テラスの報酬を法律事務所の運営ができる程度に増額する努力が必要です。それが、大都市部以外に弁護士が自然と定住するために極めて重要な方策の一つだと考えます。

さらに法テラスについては、立替償還制度から給付制への移行もしていかなければならないと考えます。そのために国の予算増額が必要ですが、その面でも法務省、最高裁とも協議しながら司法予算の増額を図らなければなりません。

法テラスについては、日弁連が費用を担い法テラスに委託している法律援助事業を法テラスの本来の事業とする取り組みも必要です。少年事件で述べた全面的な国選付添人制度を設けることもここに含まれます。

法テラスの問題は、①根気強く全国の弁護士と話し合いをすること、②スタッフ弁護士を適切に養成し、刑事事件等、弁護士が担うべき分野に適正規模の弁護士を配置すること、③法テラスの報酬基準や手続的煩瑣の問題を地道に改善することが、大切だと思います。

## 民事訴訟手続関係(証拠開示、IT化、オープンデータ化、ODR)

民事訴訟手続の向上も重要なテーマです。

民事手続のIT化により、書面・証拠の提出がオンラインでできるようになり、2023年11月までに民事裁判書類提出システム(mints)による書類提出が可能となり、さらにウェブ会議での弁論準備期日も行われています。これにより、遠方から裁判所に来る必要性は格段に減り、弁護士の負担も軽減されました。

この流れは、民事判決書の全面オープンデータ化の取り組みにもつながるもので、日弁連法務研究財団が情報管理機関としての役割を果たそうとしています。課題は、個人情報の除去やシステム開発ですが、それらを克服して民事判決書の全面開示を進めることが大切です。

また、証拠の開示手続も、証拠へのアクセス制限が課題でしたが、証拠の全面開示と弁護士と依頼者の通信の秘密など開示すべきでない情報との選り分けを明確にして、証拠へのアクセスをできるだけ可能にする方法を取ることを推進すべきと考えています。

最後に、ODRの問題です。裁判を補完する和解手続として裁判外紛争解決手続(ADR)が実施されていますが、それをオンラインでも可能とするODR(Online Dispute Resolution)を早急に実施できるようにすべきです。2023年にはODRの実証事業が行われましたが、スピードを高めた取り組みが必要です。



## 「これからの弁護士の未来」研究会通信 (No.7)

### 弁護士会及び弁護士の国際化

世界の法の支配の状況は厳しいものです。ウクライナ、ガザでの戦争だけでなく、各所で紛争が起っています。また、世界のリーダーは、民主主義から権威主義的になっており、法の支配への圧迫も垣間見ることが出来ます。その中で、法律家、とりわけ弁護士の国際的なネットワークの強化が必要です。日弁連では、国際法曹協会（IBA）をはじめ多くの国際的な法曹団体に加入し、また15の海外の弁護士会と個別に友好協定を結んでいます。そうした国際的なネットワークからの情報を得て、参考にしており、実際に日弁連の多くの立法提言は海外の法制度を参考にしたものです。

また、国際人権の分野では国連の人権委員会からの勧告を受けて、日本の人権状況も把握できます。例えば、旧ジャニーズ事務所の人権侵害問題や女性自衛官に対するセクシャルハラスメント問題等は国連からの発信があってより大きな動きとなりました。

日弁連では「国際戦略のグランドデザイン」を設けて、その活動に活かしています。①公益、人権、法の支配の実現等に関する活動、②弁護士、弁護士会の役割に関する活動、③社会の中の様々な法的ニーズに応える法的サービスを提供できる体制の強化を目的としています。こうした国際的な活動が日弁連の諸活動の礎となっていることは疑う余地はなく、今後も継続していくことが大切です。

### 国際基準と弁護士の役割

2021年3月に京都で開催された国連犯罪防止刑事司法会議（京都 कांग्रेस）で、1990年第8回国連犯罪防止刑事司法会議で採択された国連「弁護士の役割に関する基本原則」（以下「基本原則」という。）が取り上げられました。基本原則では、「政府は、弁護士が、(a)脅迫、妨害、嫌がらせ、あるいは不適切な干渉を受けることなく、その専門的職務を全て果たしうることを、(b)自国内及び国外において、自由に移動し、依頼者と相談しうることを、(c)承認された職業上の責務、基準及び倫理に従ってなされた行為に対して起訴あるいは行政的、経済的その他の制裁を受

けたり、そのような脅威にさらされないこと、を確保するものとする。」（第16原則）、「弁護士が、その職責を果たしたことにより、その安全が脅かされるときには、弁護士は、当局により十分に保護されるものとする。」（第17原則）とされています。それは、弁護士が、「依頼者の権利を保護し、司法の目標を促進するにあたっては、国内法及び国際法で承認された人権及び基本的自由を支持するよう努めるとともに、いかなるときでも、法律及び法曹の確立された基準と倫理に則り、自由に、かつ、勤勉に行動するものとする。」（第14原則）という責務を負っているからに他なりません。

また、基本原則は、「政府は、人種、皮膚の色、民族的出自、性、言語、宗教、政治上その他の意見、国民的若しくは社会的出身、財産、出生、経済的その他の地位に基づく差別など、いかなる差別もなく、自国内で、裁判管轄に服する全ての人に対し、実効的で平等な弁護士へのアクセスのために、効率的な手続と適切な応答をなす仕組みが提供されるよう確保するものとする。」（第2原則）と規定しています。

以上のように、基本原則は、弁護士が市民の基本的人権を守る役割を負っていることを明らかにし、その職責を果たすために政府もその原則を守るべきであると述べているのです。わが国の弁護士も、この職責を自覚し、市民の平和的生存権やそのほかの基本的人権の護り手としての役割を真摯に自覚し、活動していかなければなりません。

私どもの活動は国内だけではなく、国連が基本原則を採択したように、国外で基本的人権を侵害されている人々へも差し向ける必要があります。世界では、多くの市民がその人権を脅かされています。ミャンマーでは、国軍による平和的な抗議デモへの弾圧に伴い多数の市民が死傷しています。そして、その市民を助けようとする弁護士が迫害にあたり、行方不明になっていると報道されています。また、香港においても国家安全維持法違反の疑いで多くの市民が不当に逮捕され、人権派弁護士も正当な理由なく拘束されたことが報道されています。私たちは、こうした海外で起きている人権侵害行為に対しても、日本の弁護士に何ができるのかを考え、基本原則の精神に従い行動してまいります。

（東京弁護士会会長談話から 2021年4月30日 矢吹代表が東京弁護士会会長の際の談話）

## 他国弁護士会への協力

憲法前文では、「日本国民は、国家の名誉にかけ、全力をあげてこの崇高な理想と目的を達成することを誓ふ。」（第4文）としています。そしてその崇高な理想とは、主権在民であり（第1文）、恒久平和主義・平和的生存権であり（第2文）、そして他国との対等・協力関係です（第3文）。

私たち弁護士にも、この憲法的価値を維持するために、他国と協力することが求められています。日弁連は、15の弁護士会と友好協定を締結し（2024年10月31日時点）、また国際法曹協会（IBA）、アジア太平洋法律家協会（LAWASIA）等6つの国際団体に加盟して国際活動を展開しています。また、我が国の多くの弁護士会は、他国の弁護士会と友好協定を締結しています。このように他国の弁護士会と協力して弁護士の独立を守る活動をさらに拡大していく必要があります。

日弁連は、1995年以来、途上国の弁護士会に対して国際司法支援活動を実施して、他国（特にアジア諸国）の弁護士の独立と育成に尽力してきました。対象国としては、ベトナム、カンボジア、ラオス、ミャンマー、インドネシア、フィリピン等が含まれます。今後とも、日弁連は、アジアの弁護士会のネットワークを強化し、ともすれば脆弱となりがちなアジアでの法の支配の強化に努める必要があると考えます。

## 内なる国際化－外国人労働者の問題

日本には205万人弱の外国人労働者の方々が居住しています（2023年10月末時点）。他方で、外国人労働者は、技能実習生や特定技能の制度下で、機械の安全基準違反、割増賃金の不払い、長時間労働、年次有給休暇の未取得など日本人の労働者より劣悪な労働環境に置かれています。また、来日する際に代理人への多額の支払いや借財を余儀なくされている方々も多い状況です。

この問題を改善するために法制度の改善が必要です。家族を帯同できる特定技能2号制度の拡充及び今後導入される育成就労制度の適切な実施が必要です。そして、日本人の労働者と同様の待遇を提供していく必要があります。「ビジネスと人権」が取りざたされていますが、私たち弁護士や日弁連・弁護士会も、中小企業やサプライチェーンの末端まで外国人労働者の人権が守られる努力をこれまで以上にしていくことが求められています。



## 「これからの弁護士の未来」研究会通信 (No.8)

### これからの弁護士業務の将来 (総論)

これからの弁護士業務の将来像を企図することは難しいかもしれませんが。私たちは、①実体法・手続法等のハードローだけでなく相談技法、紛争解決技法などのソフトローを陶冶すること、②AIを含むITについて弁護士法で許される限り利用すること、③弁護士の公益性を強調することが大切であると考えています。

①と②については、次項で述べます。③については、弁護士の業務とプロフェッションとしての法曹（「国民の社会生活上の医師」）とが、バランスよく継続して機能することが大切です。

ロスコー・パウンドは、プロフェッションを「公益に奉仕する精神の下に、共通の天職としての学問的技芸を追求すること」とであると定義しています(自由と正義 Vol.67 No.10 吉川精一著)。これは、弁護士の業務が変容しても、弁護士が維持していくべき特質であると考えます。公益性、専門性、独立性・団体がプロフェッションの要素といわれています。この要素を充足するためには所得の安定が必要です。安定的な所得とプロフェッションの継続が私たち弁護士の目指す方向だと考えます。

### AI と弁護士業務－弁護士市場に与える影響

今後10年から20年の期間に確実に起きることは、AIによる技術革新(リーガルテック)が弁護士業務に様々な影響を及ぼすことです。

弁護士自身が行う業務のうち、翻訳、契約書作成、法令分析などは、今後10年間でAIによる浸透が際立って拡大されるものと推測されます(勿論、弁護士法72条の問題を解決することが必要であることは言うまでもありません)。その結果、弁護士が本来業務として行うのは、これらを利用して文章を作成し、精査して、より説得的にする作業、さらにこれを相手方との交渉や裁判実務において実施する能力ということになります。それがもし経験によるものと考えれば、経験を多く持っているシニアの弁護士に有利となるでしょうし、他方で、そうしたAI技術を駆使できない弁護士は、スピードにおいて極めて劣るものとなり、依頼者のニーズから遅れてしまうこ

とになります。次に、生成 AI を含む AI の内製化を実現できる大手事務所にその技術が収斂された場合には、さらに有利性を増すことになります。そして、法律事務所の大規模化、営業化の流れはさらに増すものと推測できます。

以上のように、AI 技術の進化にともなうリーガルテックの勃興により、弁護士が必要される業務がハードローからソフトローに移行し、また、リーガルテックを利用する事務所とそうでない事務所の差別化が図られ、さらに弁護士間、弁護士とリーガルテックの分業化、処理事案の組織化・協働化の進行も避けては通れない問題です。また、AI 法務支援サービスを簡便かつ低廉な費用で弁護士が利用できるようになることが弁護士の分化を拡大しないために必要となると思われます。

今後とも、生成 AI 含む IT リテラシーを高めることを弁護士会全体として行う必要があります。また、これに遅れをとる弁護士がいれば、弁護士会がそれを支援するなどの方法により、弁護士全体が基本的なリーガルテックを利用できることを目指すことが、弁護士自治にとって重要な要素となると思われるのです。

## 弁護士倫理と AI

これとは異なる視点として、弁護士がリーガルテックをどこまで利用できるかについての議論も盛んに行われることとなります。弁護士職務基本規程第 7 条では「弁護士は、教養を深め、法令及び法律事務に精通するため、研鑽に努める。」とあります。この「法令及び法律実務に精通する」とする文言は、弁護士が独立して法律に関する助言を依頼者に行うことを意味しています。すなわち生成 AI などの支配を受けて、弁護士が業務を行うことはできないと思われるのです。本条は、努力義務を定めるものであるとされていますが、努力の姿勢に欠ける程度が重大であり、それが弁護士法 56 条に規定された「品位を失うべき非行」に当たる場合には、懲戒相当とされる場合もあるので注意が必要です。いずれにしても、弁護士が独立して自己の判断で判断できるということを保持することがこれからますます重要になってくるでしょう。その点でも、補助業務のために AI を利用することが求められると考えるべきです。

## 地域への貢献と弁護士業務

本報告書の主要テーマの一つが「地方創生」です。大都市圏で働く弁護士でなく、過疎地を含むそれ以外の地域の弁護士業務を骨太にする努力が必要です。では、どのように地域に貢献し、加えて自らの業務を収益性のあるものとするのでしょうか？

副代表の方々の中に群馬の小此木さんがおられます。弁護士法人龍馬を主催し、群馬・東京・埼玉に5事務所を開設しています。龍馬では、弁護士が財産管理をメインに後見業務を統制し、後見チーム（社労士、社会福祉士や市役所退職メンバーで構成している）による見守りに対応しています。弁護士だけでなく、税理士、社会福祉士・精神保健福祉士など総勢約40名が所属し、専門職の連携により組織的・継続的な取り組みをしています。このように専門分野を一つでも持つことが地方の弁護士の仕事を獲得する方法として挙げるができると思います。同じ依頼者でも、専門性の違いによって弁護士を使い分けているのです。勿論、LACや法テラス報酬の増加も必要です。

次にオンラインによる業務の省力化です。一日の時間が限られている以上、オンラインで実施できる業務はそれに任せた方が良いでしょう。コロナ禍後随分進みましたが、依頼者との会議だけでなく、日弁連・弁護士会の会議もできるだけオンラインで行うことが望めます。勿論、刑事に関する通信で述べたようにオンライン接見等の推進も重要です。

## 弁護士の業務と専門性

私がいつも申し上げているのは、スーパージェネラリストかスペシャリストを目指すことが大切だということです。前者は、依頼者から助言を求められたら、少なくとも3つの分野で即最新の判例や学説について説明し、自分の考えを助言できることです。後者は、その分野で少なくともその地域で多くの方に知られ、その分野であればこの弁護士がよいといわれるほど専門性が高まることです。その分野はニッチでもよいのです。いずれが良いかは運や仕事の性格によりますが、是非業務の専門化を図ることをお勧めします。また、これからの弁護士の業務はハードローである法律の専門家だけでなく、紛争解決の専門家などソフトローの分野の陶冶が必要であると思います。

以上のことは町弁でも、企業法務を主にしている方でも同じです。日弁連や弁護士会では、さ

まざまな研修を用意していますが、そうした点からの充実がこれからも必要だと考えます。

## 事務所のマネージメントの重要性

専門性を身につけるためには、事務所が安定している必要があります。そのために、法律事務所  
所のマネージメントの充実が必要です。法律事務所の場所・賃借、事務局の雇用、ITを含めた  
デジタル化対応（これには今後対応しなければならない裁判所へのe提出を含みます）、備品の  
購入、会計対応などのロジスティックへの対応が必要です。他方で、所属する弁護士数を含めて  
事務所（弁護士個人だけでなく）の将来像を描いて、その目標に向かって着実に進んでいくこ  
とが大切だと思います。

日弁連や弁護士会でも事務所のマネージメントの研修をしていますが、デジタル化対応など弁  
護士の共通の課題には適切な研修をして、一人も取り残さない努力が必要です。



## 「これからの弁護士の未来」研究会通信 (No.9)

### 弁護士の不祥事と弁護士自治

弁護士不祥事の問題は、後を立たず、件数や複雑事例も多く、弁護士会にとっても市民窓口や綱紀・懲戒制度に携わる会員の負担は重いものとなっています。他方で、この問題は弁護士自治に関わる重大な問題であり、資格審査を弁護士会に付与した弁護士法の建付けからして、この対応を他の国家機関に委ねることはできません。

そのため、弁護士不祥事の問題に対して的確かつ迅速に対応することが求められています。また、単位会毎に弁護士の不祥事問題に対する対応が異なってはいけないので、単位会相互の情報交換及び経験交流の機会を多く設けることが大切です。日弁連では、弁護士職務の適正化に関する委員会が積極的に活動しており、提言を執行部に行っています。その中でも、市民窓口の強化や紛議調停の情報交換などの予防措置に加え、被害拡大防止のための懲戒手続の整備と事前公表制度の運用強化が図られています。

また、多くの事例では、弁護士の預かり金の横領・背任事件が問題となっており、日弁連もそれを重く受け止め、預かり金の取り扱いに関する規定を強化するなどの方策をとっています。極めて妥当な方策ですが、将来的には預かり金を弁護士会が預かり、運用するフランスのカルパの制度（※）と類似する制度の導入を検討することが望ましいと考えています。

さらに、多くの事案では会員のメンタルヘルスの問題が不祥事につながっていることから、メンタルヘルスカウンセリング事業や会員サポート窓口の充実なども必要であり、また不祥事に至る前の不祥事防止マニュアルの改訂や事務所のマネジメント研修など、事務所運営の方法についても、日弁連が積極的に支援すべきだと思います。

加えて、重大非行防止の対応については、懲戒権の厳粛な発動と弁護士会の調査権限の強化のあり方についても検討しなければならないと思います。さらに現在問題となっている依頼者見舞金制度の運用についても、その上限額引き上げや財源の確保も含めて議論されるべきです。

※弁護士会の管理の下に設けられた弁護士預かり金口座をカルパと言い、フランスでは、裁判等を通じて授受される金銭の決済について、弁護士はカルパを通じて行うことが義務付けられています。

## 綱紀・懲戒制度の今後

上記のように、綱紀・懲戒制度は弁護士自治の根幹をなしているのですが、他方で担当する会員に重い負担となっており、また各案件に時間を要していることから迅速な対応をすることができない状況にあります。他方で、英国のように綱紀・懲戒制度を弁護士会から外に出すことで会員の負担軽減を図っている弁護士会もあります。しかし、日本では弁護士の独立、そしてそれを背景とする司法の独立が英国のように確保されていない状況があり、弁護士の職務の独立性を守り、その先にある法の支配の実現のためには、綱紀・懲戒制度を弁護士会の中に置くことは不可欠であると考えます。

他方で、会員の負担軽減、迅速な処理のために綱紀・懲戒制度を充実させることが必要です。先に述べたように、預り金の取り扱い規定の強化やメンタルヘルスカウンセリング事業や会員サポート窓口の充実なども積極的に行う必要があると思われます。また、過去に議論された大量懲戒請求制度に対する簡易手続や懲戒請求の際に手数料を取るなどの方策で濫用的な懲戒請求を回避する方法も再度検討すべきではないでしょうか。さらに、可能であれば、相当の労力が必要となる綱紀・懲戒を担当する弁護士の有償化も検討されるべきだと思います。

## 市民窓口の役割

市民窓口制度の充実、市民からの弁護士に対する苦情処理を的確に行い、また綱紀・懲戒制度の申立て件数を限定するために必要です。東京弁護士会では2023年度は年間2036件の市民窓口の情報提供件数があったということですが、その申立て情報のデータベース化を行い、苦情内容を分析する取り組みを充実すべきです。また、例えば東京弁護士会では①担当副会長による対象会員に対する調査・助言、②非弁提携弁護士対策本部との情報提供、③市民窓口委員会調査チームによる調査等により弁護士の非行を防止する努力をしていますが、市民窓口及び紛議調停に関するブロック別の協議会を開催するなど、情報の共有を図るべきです。

この市民窓口制度の充実が、綱紀・懲戒申立て件数を少なくする方策として機能すると思われます。



## 「これからの弁護士の未来」研究会通信 (No.10)

### 「どこでも、誰でも十分な法的支援が受けられる社会」のために

弁護士の未来を考えることは、私たちがどのような社会をめざし、何をなすべきかを考えることでもあります。大きく2つの点に触れます。

#### ◎地域に関わる問題の解決

弁護士会の規模、地理的・社会的条件は様々です。全国の弁護士会、会員が存分に力を発揮できるように、日弁連には、地域に関わる問題を全国的な視点から解決する取り組みが求められます。

弁護士過疎・偏在対策はその重要なテーマです。ひまわり公設事務所、過疎地域の法律相談センターの展開の充実や、それを担う人材の安定的確保のために、学部、ロースクールの段階からこの問題の存在と対策の重要性、解決のための活動等の情報を広く提供するなどして人材を確保し、またその人材の育成にも尽力すること等々により、誰もがあらゆる地域で十分な法的支援が受けられる社会の実現を図ることが重要です。

刑事事件における「オンライン接見」の実現も必要性の高い問題です。例えば北海道では、弁護人の事務所から勾留場所への交通手段が事実上自家用車のみで、片道2時間～5時間を要する地域が多数存在します。移動が順調でも接見は1日仕事であり、加えて冬季は天候・路面状況次第で移動が危険な場合もあります。充分かつ円滑な弁護活動のためにオンライン接見は有効ですが実現していません。引き続き日弁連があらゆる地域の基盤整備を働きかけていくことが必要です。

#### ◎民事法律扶助制度の継続的・安定的な運用

法による紛争解決に必要な情報やサービスの提供がどこでも受けられる社会をという総合法律支援法の理念の実現のために、民事法律扶助制度の充実が不可欠ですが、扶助報酬が低額であること、立替金償還制度等の問題点が指摘されています。日弁連は2023年に、利用者負担の見直し、扶助対象の拡大、持続可能な制度のための報酬の適正化を求める決議を、2024年に、まずは離婚関連事件から報酬の改善を求める意見書を採択しています。経済的に困窮している利

用者を積極的に支える会員が疲弊して制度の根幹に影響しかねない状況は改善する必要があります。また償還制度下では、報酬額の増加は経済的に困窮している利用者の負担増につながります。日弁連は日本司法支援センター等と協議を進めていますが、会員の声をより広く把握し、会員とともにスピード感を持って解決することが、安心して紛争を法的に解決できる社会の実現につながります。日弁連の積極的な取り組みが必要です。

副代表 八木 宏樹（札幌）

### 「各単位弁護士会の弁護士数の減少問題」

「各単位弁護士会の弁護士数の減少問題」は、喫緊の課題です。かつて及び現在、日弁連はいわゆる「過疎偏在対策」として、ひまわり基金を創設し、様々な過疎偏在対策を講じています。しかし、新規登録弁護士の数ゼロ・ワンとなっているのが75期司法修習生の際に23単位会、76期修習生で25単位会となっている現状があります（新たな「ゼロ・ワン問題」とも呼ぶべき状況です）。それどころか、現在は、中規模弁護士会ですら新入会員弁護士数が伸び悩んでいます。私が所属する仙台弁護士会でも、一斉登録時期における新規登録者が76期修習生で6名、77期修習生で4名（執筆時点の本年4月予定者数）となっています。私（48期）は29年前に仙台弁護士会に登録しましたが、その時ですら新規登録者は6名いました。これでは各単位弁護士会の運営や市民のために法的サービス提供に支障が生じかねません。

その原因は①法科大学院が東京23区や政令指定都市圏に集中していて学生が就職活動をしやすい地域がそれらの地域になること、②法科大学院生らは司法試験合格前から就職活動を始めていて、地方で修習するころには既に大都市圏の事務所の内定を得ていること、③初任給の地域格差（大都市圏の方が高い）があること、④地方で弁護士業をする魅力が理解されていないこと、⑤これらの実情を各単位弁護士会の法律事務所が適切に把握できておらず有効な弁護士募集方策をとれていないこと、などが考えられます。

そこで、日弁連としてもこれらの問題にしっかりと対応する必要があります。既に日弁連は、法科大学院生（修了生を含む）や司法修習生向けに情報発信をしていますが、さらに強化する必要があります。現在も実施されていますが、法科大学院生に対する授業において、地方で弁護士業をする魅力をしっかり伝える工夫がより一層必要です。業務内容面において地方でも幅広い事件を取り扱えるチャンスがあること、初任給が低くても自分の個人事件を受任することによ

て副次収入も期待でき、物価も安いことなど、心配を除去する工夫も必要です。また、日弁連は司法試験合格発表直後に新規修習予定者に対して就職活動セミナーを開催していますが、司法試験実施直後（もしくは司法試験実施前）にも受験生を対象に同様のセミナーを開催する（気軽に参加できるような工夫は必要です）など、さらなる強化が必要です。また、このような就職環境にあることを会員に適切に知らせ、早め早めの弁護士募集方策を促すことも必要です。各地の弁護士会連合会がより早期に具体的な就職説明会を実施し（気軽に参加できるような工夫は同様に必要です）、適切なマッチングが実現できるようにバックアップすることも有効かもしれません。

日弁連は、新たな弁護士像だけではなく、新たな各単位弁護士会像をも考えて、様々な支援を行っていく必要があります。

副代表 十河 弘（仙台）

## 「国際水準の人権保障の実現のために」

### 1. 国際水準の人権保障の必要性

グローバル化の進展の中で、弁護士が関わる法的諸課題も、国際的となっています。それは、一部の都市部の弁護士だけの課題ではなく、多くの中小企業が海外とのつながりを深め、日本全国に多くの外国ルーツの皆様が暮らしている現在、地方を含めた多くの弁護士にとっても現実の問題です。

そして、一見日本国内の人権問題と捉えられそうな課題も、国際的な文脈で考えていく必要があるところではあります。

例えば、死刑制度が存置されていることや、人質司法の現状や再審制度の不備などは、世界における日本の刑事司法への不信を招き、犯罪者の引渡しといった局面でも悪影響を及ぼします。

また、外国人労働者の人権問題のほか、ジェンダーの問題、ハラスメントの問題などは、多くの弁護士が日頃対応を求められている事項かと思いますが、ビジネスと人権の観点等からも、日本への進出や投資に対する事業リスクと認識されると思います。そして、最近の企業不祥事とその後の対応を見るにつけ、企業にアドバイスをする立場にある地方の弁護士にとっても、国際的な人権感覚が求められると感じています。

さらにいえば、選択的夫婦別姓や精神科医療の問題、ヘイトスピーチ問題、個人通報制度（導

入していないのは G7 においては日本のみで、また、OECD 加盟 37 か国においても日本とイスラエルのみ) や政府から独立した人権機関(世界で約 120 か国に設置されている)の実現など、国連の条約機関等から多くの勧告を受けているにもかかわらずその是正が図られない現状は、国際的な司法外交においても、日本の国際的なプレゼンスを大きく低下させるものであって、多くの市民のみならず、社会や経済界などにとっても放置できない問題と言えます。

## 2. 国際水準の人権保障の実現と日弁連

とはいえ、個々の弁護士や地方の単位弁護士会ができることには自ずと限界があります。

日弁連には、国際室があり、また、国際人権、国際交流、条約ワーキングなどの多くの国際的な委員会があるほか、個人通報制度の導入や政府から独立した人権機関の創設といった制度の実現に向けた組織もあります。また、国内の様々な人権課題を扱う多くの委員会でも、海外の事例や制度の研究、そして、国際機関からの勧告などをフォローしつつ、委員会の活動に注力しています。

日弁連には、国内外の多くの人権課題の解決のために、国際的な観点からの調査研究や活動をより一層深めるとともに、それを地方単位会や個々の弁護士に積極的に還元すること、また、国際水準の人権保障を実現するため、経済界も含めた多くのステークホルダーと連携し、改革改善のためのリーダーシップを発揮することを期待します。

副代表 佐谷 道浩 (茨城県)

## 「ホームロイヤー」と「スクールロイヤー」

### 1. 少子高齢化

「少子高齢化に対する問題解決」は、日本において喫緊の課題です。日弁連も、この課題に対し、「ホームロイヤー」と「スクールロイヤー」という新たな弁護士像で法的支援に取り組まなければなりません。

### 2. ホームロイヤー

弁護士法人龍馬では、2024 年春から高齢期の備えのためのホームロイヤー（かかりつけ弁護士）登録者の募集を開始しました。開始から 1 年足らずで登録者は 100 名を越えました（2025

年2月末現在116名)。登録された方々には、個人の顧問弁護士として、いつでもご相談を受けることができる環境を作り上げたわけです。高齢者問題は、認知症対策、住まいのあり方、財産の管理運用、相続、IT関連の整理、オレオレ詐欺被害対策など、課題が山積しており、その内容も多様です。

「頼れる家族がないので、亡くなった後の後始末を誰かに頼みたい」

「障害を持つ子どもがいるけれど、親亡き後の生活が心配」

このような不安は、ホームロイヤーへの登録「だけ」でひとまず、解消します。しかし、高齢者問題解決の仕組みは2020年に始まった権利擁護における「後見制度」が普及に至っておりません。そこで日弁連においても「後見制度」の利用促進だけでなく「ホームロイヤー」による「事前のプランニング」普及に、舵を切ったと言えます。

### 3. 高齢者等サポート事業者ガイドライン

令和6年6月11日、厚生労働省において「高齢者等サポート事業者ガイドライン」が策定されました。社会の需要として「高齢者等終身サポート事業」が求められています。これらの業務の内容が民事法や社会保障関係法にまたがることから、弁護士が活躍できる場となります。すなわち、社会需要に応じたサービス提供を行うホームロイヤーが、地域への貢献となるはずで、弁護士による共同対応は奈良や兵庫で実践されています。

### 4. スクールロイヤーとこれからの弁護士像

一方、スクールロイヤーは、子どもたちの生活全般に関わることから、その親の状況、教育現場での問題など、多様な社会問題に対する関心と取り組みが必要です。

従来の弁護士像、すなわち、過去の点の案件を解決するという裁判実務だけではなく、時間軸としては将来に向けた範囲として、高齢者や子どもが置かれた社会環境全般を視野に入れ、人的には、多様な職種との連携をもって、問題解決に取り組まなければなりません。日弁連は、新たな弁護士像を持って、法的支援を行っていく必要があります。

副代表 小此木 清（群馬）

## 「弁護士会による広報活動の重要性」

人権や弁護士の偏在等の様々な課題について、弁護士だけが意見を述べ合ってみても、世間的には仲間内の意見交換にしか見えず、課題を乗り越えるだけのパワーが生まれることがなく、また、情報も特定少数の者からしか入手できないため、正確な議論もできない可能性があります。一般の市民には、我々弁護士が重要であると考えている課題の存在すら知られていないことがほとんどなのではないでしょうか。

私は、2010年4月より所属する東京弁護士会の非弁護士取締委員会の委員として活動しており、同委員会での様子しかわかりませんが、従前は、非弁行為が具体的に何であるのかが周知されていないため、市民からの情報提供が少なく、情報提供があっても、具体的な被害者の発見に至らないことから調査対象者が委員会の調査に協力的でない案件が多くありました。しかし、近時、委員会において、東京弁護士会のホームページを活用し、具体的にどのような案件が非弁行為に該当するのかについて解説する内容の記事を公開するようになると、公開した記事の類似事案に関する情報が多く寄せられるようになっただけでなく、調査対象者も（世間からの批判を気にしているようで）、自らの行為を反省し、自主的に業務改善に向けた行動をするというような案件を目にするようになりました。

上記のような東京弁護士会のホームページの活用は、委員会毎に積極性についてバラツキがありますが、是非とも、このようなツール（ホームページに限らず、YouTubeのような市民が情報により親しみやすいもの）を積極的に活用して、各検討課題に関する弁護士会としての意見を的確なタイミングで発信し、市民に関心を高くもっていただく努力を継続することも、様々な課題克服のための重要なテーマであると思います。

東京未来衆事務局長 高橋 秀一（東京）

## 「法曹志望者の増加を目指す取り組み」

昨今の司法試験受験者数の激減は、大変憂慮する事態となっています。ロースクールが始まった頃には1万人前後だったのが、昨今では4000人前後と、半数以下になっています。また、大学の学部においても法学部離れがいられています。

このような状況では、私たちの後輩として有為な人材が確保出来るおそれがあります。そこで、小中高・大学生に「法曹の魅力」を発信し、法学部、ひいては法科大学院への進路を選択してもらう必要があります。

こうした「法曹の魅力」発信は、既に日弁連でも取り組み課題と考え、弁護士が自身の業務を通じて法曹の魅力を語る「弁護士になろう！8人のチャレンジ」と題するリーフレットの作成や、会長が登場する動画の作成、配信という形で、小中高・大学生に向けた活動が行われていますが、やはり各地の単位会で地元の小中高・大学生に向けた活動が不可欠のものです。愛知県では、主に若手弁護士を中心とした「弁護士になろう！8人のチャレンジ」（愛知県版）を作成し、さらにその中の1人に焦点を当て、1日の行動を紹介する動画を作成し、小中高・大学生に「法曹の魅力」を発信しています。

それ以外にも、愛知県弁護士会では「弁護士に会ってみよう」「あつまれ！リーガル女子」「小中高生のためのサマースクール」「法曹三者によるトークライブ」など、様々なイベントを開催し、中高生に弁護士をはじめとする法曹を身近に感じてもらう活動を継続しています。さらに最近では、小中学生の職業体験の1つとして、弁護士の仕事が選ばれることが増えてきており、名古屋市内の小学校や中学校から弁護士会への申し込みが増え、その機会に法廷傍聴やミニ模擬裁判を経験してもらいながら、法曹の魅力発信に努めています。

こうした活動は、長期的な種まきで即効性はありませんが、数年後にその成果が現れることが期待されます。まだまだ全国的に見れば、こうした「法曹の魅力」発信事業は一部でしか行われておらず、これを全国に広げていくことがまさに求められており、日弁連としての重要施策の1つになるものだと思っています。

副代表 井口 浩治（愛知県）

## 「弁護士の日常業務と日弁連の使命、国際的な視点からの死刑廃止」

### 1. 弁護士の日常業務と日弁連の使命

日常の業務を誠実に遂行することこそ、わたしたち弁護士の基本です。一人一人の弁護士が、依頼者の信頼を得られるだけの質の良い仕事をする。そういう基礎があってこそ、弁護士自治も守られるわけです。

弁護士人口が顕著に増加し、地方でも、だれがどこでどんな仕事をしているのかが見えにくくなっています。依頼者に過大な期待を抱かせる不適切な広告や、非弁との癒着などに起因する不祥事もたくさん出てきています。こうした構造的な問題に対しては、日弁連がきちんと方策を示してこれを防止していく必要があると思います。

他方で、弁護士人口の増加によって、これまで必ずしも弁護士の関与が十分とは言えなかった分野で、特に若い会員の活躍が進んでいることも事実です。子どもや外国人の権利の保障、障がいのある人の人権課題に取り組む弁護士もたくさんいます。行政組織の中で力を発揮する会員も増えています。司法と福祉が協力して問題に対処する場面も普通にみられるようになってきました。私の周りにも、社会福祉士の資格を持つ弁護士が何人もいます。

わたしたちは、日常の業務を通じて、社会の声に現場で接する仕事をしています。どの弁護士も、自分が真剣に取り組んだ事件については、その分野の専門家になれる可能性があります。そうした実践を集約して、社会を改善する力にする場が弁護士会であり、日弁連です。

2026年5月には、共同親権を定めた改正民法が施行されます。いろいろと問題が指摘されながら異例の速さで成立しただけに、私たちが果たさなければならない役割も大きいでしょう。日常の業務を大切にすることを通じて、常に新しい人権課題に取り組んでいく、日弁連にはそうした個々の会員の力を結集する使命を担ってほしいと思います。

### 2. 国際的な視点からの死刑廃止

2017年に福井で開催された人権擁護大会で、日弁連は「死刑制度の廃止を含む刑罰制度全体の改革を求める宣言」(福井宣言)を採択しました。

宣言の標題にも表れているように、この宣言において、死刑制度の廃止は、刑罰制度全体の改革の一部と位置付けられています。刑罰は犯罪への応報にとどまらず、罪を犯した人の人間性の回復と自由な社会への復帰と社会的包摂(ソーシャル・インクルージョン)の達成のためのもの

であるという理念が掲げられています。

こうした理念に基づいて、実際に刑法が改正され、2025年6月からは懲役刑が廃止され、拘禁刑が誕生しました。

死刑は罪を犯した人を永久にこの社会から排除します。インクルージョンとは両立しない刑罰制度です。死刑制度の廃止は、刑罰制度全体の在り方、ひいては、私たちの社会の在り方の問題でもあります。

福井宣言は、死刑制度と国際社会との関係についても述べています。これは単に国際的な潮流に追随して死刑を廃止しようということではありません。

死刑制度廃止論に対しては、刑罰制度は内政問題であって、他国や国連から干渉される筋合いはないといった意見もあります。

しかし、人権課題は一国の中だけで考えられるものではありません。第二次大戦中のドイツでのホロコーストは国内法的には合法でした。戦後、「国内法があっても、普遍的な人権に反する行為は許されない」という国際人権の考え方が確立しました。死刑制度だけでなく、多くの人権課題について日本が国連から勧告を受けているのは、こうした国際人権の考え方に基づくものです。

死刑制度が国際的な問題になる場面はほかにもあります。例えば、日本国内で罪を犯しそのまま国外に逃亡した犯人の引き渡しの場面。日本が犯罪人引き渡し条約を締結できているのはアメリカと韓国のみです。特にヨーロッパは、死刑制度が残っている日本に犯罪人を引き渡すことに抵抗があります。こうなると、犯人を死刑にするどころか、裁判にかけることすらできません。

2023年に発効した日豪円滑化協定では、公務外で豪軍関係者が重大犯罪に及んだ場合、日本は刑事裁判権を放棄することを事実上約束させられました。オーストラリアは死刑廃止を国是としています。本来日本の裁判権に服するはずの事件でも、死刑になる恐れがあることを理由に、その裁判はオーストラリアが行うことになるのです。

死刑制度の存廃については、とかく感情的な対立が前面に出てしまっていますが、日弁連は、このように多面的で国際的な観点から議論をしてもらいたいと思います。

副代表 土井 裕明（滋賀）

## 「LAC と司法アクセス・業務拡大」

司法アクセスの向上や業務拡大に関心があり、日弁連 LAC や弁護士業務改革委員会で活動してきました。

司法アクセスの向上に関しては、自助・共助・公助のうち共助（弁護士費用保険）・公助（法律扶助）の拡充が重要です。LAC 制度は司法アクセスの向上にも会員の業務拡大にも繋がるものとして日弁連はその整備に努めてきました。当初は交通事故に関する弁護士費用保険として普及してきましたが、その後、保険対象となる事案が借地・借家、遺産相続、離婚、医療過誤、労働、近隣トラブル、ネットトラブル、ストーカー、中小企業の事業活動に関するトラブル等に広がってきています。弁護士費用保険の年間販売件数は 250 万件を超え、LAC の取扱件数は 4 万 5 000 件を超えています。さらに、信託銀行等との協定による相続分野における弁護士紹介等の非保険分野へも拡充されてきました。ところが、昨今では地方会を中心として名簿登録者の確保に苦勞するという声を聴くようになりました。これは、弁護士費用保険の内容、LAC 制度の運用において、弁護士報酬が会員の労力に見合わない事案が少なからずあることが影響していると思うのですが、LAC 事案の優先度が相対的に低いという地方会の実情も影響しているのかもしれませんが、本年 1 月から経済的利益 125 万円以下の報酬を一律 20 万円とする「弁護士費用保険における弁護士費用の保険金支払基準」の改定が実施され、保険会社毎に順次導入されています。また、LAC システムも一新し、会員の手間を軽減する整備も行っています。弁護士保険、LAC 制度の維持・拡充は、市民の裁判を受ける権利の確保に資するものであるとともに、会員全体の利益にも繋がるべきものであるため、今後とも制度面・運用面の改善を重ねつつ、その発展に努力していくべきと考えます。

将来的には、諸外国のように、弁護士費用保険と法律扶助制度をどのように関連させていくのかについても検討すべきです。例えば、大多数の市民がどちらかまたは双方の制度を利用することによって司法アクセスしやすくなるように、法律扶助で一部本人負担となる範囲を弁護士費用保険でカバーするなどの制度設計を検討すべきだと思います。もっとも現行の法律扶助制度には、原則償還制（償還免除の範囲が限定的）であることや弁護士報酬が低額であるという課題があるため、まずは原則償還制を原則給付制（経済的状況に応じた一部償還制）に変更するとともに弁護士費用を適正化する必要があります。

弁護士業務改革委員会の女性会員の業務問題に関する PT では、女性会員が業務において直面する課題～性別による格差に関して調査、研究を続けています。2020 年弁護士経済基盤調査を

再分析した結果においても様々な面におけるジェンダー格差が生じていることが窺われます。アメリカにおける調査では、大企業顧客に対応する主に大手法律事務所に属する弁護士と、個人顧客・中小企業顧客に対応する主に単独事務所または小規模事務所の弁護士に弁護士業界が分断され、前者が拡大する方向で分断が継続していることが指摘されています。日本でも同様の指摘が可能かもしれませんが、全国の単位会を具にみると、都市と地方、大単位会と小単位会とでは異なる様相を呈している可能性があります。地方会では職住が近接していたり夫妻で事務所を設立するなどの例もあり、全弁護士を統計的に分析した結果が、必ずしも全ての弁護士会に当てはまるわけでもないと感じています。この課題の解決に向けては、各地の実情に応じたきめ細かな対応が必要だと思います。

日弁連の施策を遍く実施するための負担が小単位会ほど重くなるという声は従前から聴いてきましたが、日弁連として財政的支援を含めてどのように応えていくのかということは喫緊の課題だと思います。当研究会では、弁護士業界の多極化（都市と地方、大規模事務所と小規模事務所、ジェンダー、シニアと若手等）による分断を弁護士自治の危機と捉え、地方創生を重要課題と考えています。

副代表 田中 宏（大阪）

## 「新たな司法過疎と弁護士、超高齢社会と弁護士」

### 1. 新たな司法過疎と弁護士

私は、2011年度日弁連小規模弁護士会協議会（小単協）会長、2021年度日弁連副会長時も小単協担当などをしてきましたが、その経験からして、新規登録弁護士の東京集中傾向が止まらないこと、地方の小規模会への登録ゼロ・ワンが続いていることに危惧しています。その原因は、①大法律事務所による早期の就職内定、②家族の意向や子どもの教育環境、③地方は収入や事件数等が少ないのではという不安、④小規模会での会務負担、等があげられています。

日弁連は、1999年から弁護士ゼロ・ワン地域を減らすために地方の各地に「ひまわり基金法律事務所」を設立し、小規模会も会員増に取り組んできましたが、それが頭打ちとなり、「新たな司法過疎・弁護士偏在」が進行しています。

②は日弁連のみで解決は出来ませんが、④の解決策の一つは、会務の有償化とそれを財政的に支える「小規模弁護士会助成金」で、昨年12月の日弁連臨時総会において助成金増額が行われま

した。③については、地方の事務所でのエクスターンシップ試行が行われており、IT利用や地方の事務所と都会の事務所のチーム化などにより、また①も冷静な議論で解決可能と考えます。

## 2. 超高齢社会と弁護士

私は、米子市など鳥取県西部の9市町村と連携して高齢者・障害者の権利擁護支援をする法人（社員70名、社会福祉士・精神保健福祉士の専従職員3名）の理事長をしています。最新2024年9月の統計数字では、日本の総人口は12376万人、その内65歳以上は3625万人で、高齢化率は29.3%です。WHOの定義では、65歳以上（高齢者）の人口が総人口に占める割合（高齢化率）が21%超を「超高齢社会」と呼びますので、日本は世界第1位の高齢化率、超高齢社会です。そして、高齢化率は2040年には34.8%、2045年には36.3%になると見込まれています。3人に1人が高齢者ですので、その人権擁護を担当する弁護士が必要です。

高齢により身体や認知の機能低下などが進行すると、施設や「高齢者向け住宅」への入居が必要となる場合がありますが、その多くに、身元保証・連帯保証が求められます。身寄りのない方などは、やむを得ず民間の「身元保証業者」に依頼しますが、トラブルが多発しており、今、御本人中心の権利擁護支援の熱意、知識を持った弁護士、福祉関係者による「身元保証法人」の設立、活用が始まっています。

高齢者の人権擁護、支援は、その方が亡くなるまで必要ですので、弁護士個人よりも、適切な担当者交代を行いながら継続できる法人が適しています。法人内で、まずは経験のある弁護士と新人弁護士がタッグを組み、やがて新人弁護士が一人で担当し、年を経て次の若い弁護士に繋いでいくことが出来ます。また法人は、チームで対応できる強みがあります。

以上は、身元保証に限らず、見守り・緊急時対応契約、財産管理契約、任意後見契約、ACP、遺言、民事信託、死後事務委任契約、またホームローヤー契約にも共通して言えます。

弁護士法人の地方の事務所に拠点を置き、そこから都会地事務所を支援したり共同するなど、様々なやり方が工夫できます。地方事務所と都会地事務所のチーム、タッグは、今後の司法過疎・弁護士偏在対策の重要なツールになると考えます。

今、第二期成年後見制度利用促進基本計画が進行中で、国は、御本人を中心にした権利擁護支援（意思決定支援、権利侵害の回復支援）により、弁護士も加わる包括的・重層的・多層的な地域連携ネットワークによって地域共生社会の実現を目指しています。

急速な少子化、高齢化、人口減少が進む中で、都会地も激変していきます。弁護士が御本人中

心の権利擁護支援、意思決定支援等の学習、実践を通じてそのスキルアップを図り、超高齢社会の様々な問題に取り組んでいくことが必要です。

副代表 高橋 敬幸（鳥取県）

## 「現行刑事訴訟の診断」

故平野龍一教授は、昭和60年に、「現行刑事訴訟の診断」（「団藤重光博士古希祝賀論文集」）と題する論文の中で、公判廷が調書の受け渡しの場になっており、心証が裁判官の自室でとられる刑事裁判の実情を批判され、参審か陪審でも採用されない限り、わが国の刑事裁判はかなり絶望的である、と述べられました。

その平野教授が亡くなられてから始まった裁判員裁判は、刑事裁判の在り方を大きく変えました。心証は「自室」で調書を読んでではなく、「法廷」で証拠を見て聞いて形成されるようになりました。法廷で見て聞いてわかる証拠として「調書」は適さないため、「調書」の証拠請求や証拠採用は従前に比べると激減したと言ってよいでしょう。法廷で見て聞いてわかる証拠により、「公判前整理手続で形成された裁判官の心証」が、「法廷における裁判員・裁判官の心証」で大きく変容された経験を、私自身が弁護士として有しています。

しかし同じく弁護士としての私自身の経験では、「裁判官裁判」においてはいまでも公判廷が調書の受け渡しの場になっている感がぬぐえません。しかも単なる調書の受け渡しにとどまらず、裁判官が調書の補充をしているとしか思えない場面にすら遭遇します。例えば、証拠にない間接事実を有罪判決の理由に掲げる、弁護人の無罪立証のための証拠請求を却下する一方で、検察官の有罪立証のための追加の証拠請求を採用して有罪判決を導く、等々。

これらいずれの実例においても弁護士としての無罪主張、無罪立証活動が無視され、調書に即して「右から左に」有罪判決が下されています。私自身の実体験からすると、裁判官裁判の実情は、平野教授が批判された調書裁判を越え、裁判官が「検察官以上に検察官的」であるところに問題の本質があるように思います。そしてこのことはキャリア裁判官システムと全く無関係とは思えません。

そもそも検察官・警察官の誤りを糺してこそ「公平な裁判所」（憲法第37条第1項）です。しかし実態は、検察官・警察官の誤りを裁判官がフォローしていると言わざるを得ず、憲法が空文

化しています。

憲法の要請を刑事裁判で実現し、刑事司法における「法の支配」を貫徹させるためには、裁判官の給源を弁護士とする法曹一元の採用や、裁判員裁判を選択制とし、争いある事件について被告人・弁護人がこれを選択できるようにする制度改正、といった「第二の司法改革」が必要ではないでしょうか。

副代表 岩崎 淳司（高知）

## 「法律事務所のマーケティングは人権課題であること」

マーケティングというと、ともすると経営や業務の観点だけで語られることが多いようです。しかし、弁護士にとって、マーケティングは、実は人権課題ではないでしょうか。弁護士が扱う「商品」である法的サービスは、弁護士が独占し、かつその提供にあたって、基本的人権の擁護と社会正義の実現の視点が求められます。

ところが、実際には、いまだ基本的人権が守られず、社会正義が実現されていない市民、中小企業が確実に存在します。そういう人たちに、私たちは法的サービスを提供する責務があるというべきです。しかし、そういう人たちは、弁護士の側でただ待っていても、弁護士のところへたどり着くことはないのです。

そういう人たちが弁護士のところへたどり着くためにどうすればいいのか。それを考える視点とそれを実現する手法がマーケティングの考え方にはあります。弁護士のマーケティングの目的は基本的人権の擁護と社会正義の実現であり、この軸がないマーケティングは、私たちのやる気にも結びつかなければ、市民に受け入れられることはないし、ビジネスモデルとしても成功するはずがありません。

私たちが今取り組もうとしているマーケティングは、そこに組織がない、つながりをもたない市民、中小企業を対象にするという点で、難しい課題といわざるを得ません。しかし、日弁連は、困難な課題であっても、それが基本的人権の擁護と社会正義の実現にとって必要であれば、立ち向かってきたはずで

では、具体的にはどのようにすればいいのか。マーケティングについては、様々な分析がなされているようですが、私たちに必要なのは、法的サービスにアクセスできていない市民や中小企

業に法的サービスを届けるために何をなすべきか、その戦略を導き出す考え方の枠組みです。その見地から、弁護士のマーケティング戦略は、次の三つの側面に整理できるように思います。

①質の高い法的サービスを作り、②質の高い法的サービスを提供できるという情報を広く法的ニーズをもっている人のところに届け、③法的ニーズのある人が、「いつでも、どこでも、だれでも」相談を受け、依頼できるようにする。

研修の必要性はいうまでもありませんし、有効な広報も必要です（一方で、不適切な広報については、自律的な規律も必要です。）。そして、市民や中小企業にとって、司法（弁護士）過疎・偏在は、依然として解消されない課題です。

今、日弁連には、これらの課題に取り組むリーダーシップが求められていると思うのです。

副代表 原 章夫（長崎県）

本報告書の副代表の論稿は要約版であり、全文は当研究会のウェブサイトに掲載しておりますのでご覧ください。

<https://bengoshi-mirai.com/opinions/>



## 「これからの弁護士の未来」研究会通信 (No.11)

### 弁護士会の未来－「弁護士自治」の堅持

少数者の権利擁護の守り手として社会の中で弁護士が機能するためには、弁護士の活動の「独立」が制度的に保障されている必要があります。弁護士の自治は、司法の独立の一機能を果たすに留まりません。弁護士は、国家権力や大企業などの経済・社会的強者、多数決による意思決定制度に対して少数者の人権擁護や個々の市民の権利の守り手です。その機能を発揮するためには弁護士の独立が保障されている必要があります、そのための弁護士自治でもあるのです。このように、弁護士自治は司法の独立の一部だけでなく、弁護士の職務の遂行に密接に関係する制度です。

他方で、弁護士の公共性・プロフェッション性に対する認識が希薄化し、弁護士会の公共的機能を自ら弱めることになれば、それ自体が弁護士自治の変容といえるのです。加えて、弁護士に対する苦情件数や懲戒件数の多さから、市民が弁護士に対して有している認識も弁護士自治への後押しにはなりません。また、マスメディアや政治家による弁護士批判はそれに拍車を掛けています。その結果、司法制度改革審議会意見書が述べているように、弁護士が「国民の社会生活上の医師」として国民に広く認知されているかという点については現状では否定的な意見が勝るのではないかと考えられます。

では、弁護士自治を維持するための課題に対してどのような対応をしていかなければならないのでしょうか？いずれの課題への対応も弁護士自身の不断の努力が必要です。

### 弁護士自治堅持の具体的努力

弁護士自身の弁護士自治に対する認識が多様化し変容してきたことに対して、弁護士会は、弁護士としての共通の価値観を持つことができるような施策を実施する必要があります。特に、プロフェッションとして公益に奉仕する弁護士としての精神を全弁護士の心の根底に根付くように努力し、そのための各種プログラムを用意すべきです。また、弁護士が弁護士会に期待するスキルアップ研修、有益情報の提供、業務支援などのサービスを充実させ、どのような考え方をもつ弁護士であっても弁護士会から利益を得ているという認識をもつように努力すべきです。

また、市民からの苦情に適切に対応する必要があり、市民窓口制度の充実をどのように図るかが課題です。

弁護士が、少数の人権擁護や市民の権利保護活動のように。行政や企業が実施しない社会の問題に対してプロフェッションとして取り組む活動が、市民やメディアから評価されて、弁護士自治を支える要因となるのです。弁護士が市民から大きな信頼を得ているのは様々な人権擁護活動に基づくことは疑いのないところです。冤罪事件、公害事件をはじめとするこれらの活動はマスメディアでも広く取り上げられて、市民から評価を得ています。また、全国の公設事務所や法テラスで働く弁護士の活動や震災等の災害時に被災者の方に寄り添う弁護士の姿がニュースで取り上げられることもしばしばです。

他方で、こうした活動は人材や費用を伴うものであり、弁護士会としてこうした活動に従事する人材の確保や費用に支弁のシステムを作り運営することが求められるのです。

さらに、弁護士や弁護士会の役割について広く市民の認識を得るためには、弁護士や弁護士会の広報活動を充実させることが重要です。法教育への積極的参加はその一例です。

加えて、膨大な事務量を抱える日弁連・弁護士会にとってOA化の充実やアウトソーシングによる効率的な運営、事務のペーパーレス化等、効率的な弁護士会運営の努力がかかせません。また、生成AI含むITリテラシーを高めることを弁護士会全体として行う必要があります。

「弁護士自治」は、まさに弁護士の不断の努力によって堅持されるものであることを自覚して、個々の弁護士、弁護士会、日弁連が活動していくことが大切です。

## 矢吹 公敏 (やぶき きみとし)



東京大学法学部卒業（法学士）、司法研修所（39期）、米国コロンビア・ロースクール（法学修士）。日本国及び米国ニューヨーク州弁護士。長島・大野法律事務所に9年勤務後、1996年から現在の矢吹法律事務所に所属。

【日本弁護士連合会】日本弁護士連合会副会長（2021年度）、常務理事（2010年度）、国際活動・国際戦略に関する協議会議長（現在）、国際交流委員会委員長、法律サービス展開本部副本部長・国際業務推進センターセンター長、通信秘密ワーキング委員長（現在）、マネロン対策推進協議会副座長（現在）、国際室嘱託・室長等を歴任。その他、外弁委員会、国際人権問題委員会、知財特別委員会、財務委員会委員を歴任。

【東京弁護士会】会長（2021年度）、副会長（2009年度）、男女共同参画推進本部本部長代行、国際委員会委員長、紛争解決センター運営委員会委員長、公設特別委員会委員長、弁護士任官推進委員会委員長、財政改革ワーキング事務局長、東京弁護士会育英財団理事長等を歴任。その他、労働法制特別委員会委員、紛争解決センターあっせん委員、人事委員会委員、司法改革センター委員等を歴任。

【東京弁護士会法友会】幹事長（2018年）、事務総長（2010年）、災害特別委員会委員長、4部緑新会幹事長等を歴任。

### 【関係団体】

東京都弁護士国民健康保険組合理事長（2025年8月まで、現在副理事長）、日本弁護士政治連盟副理事長（総務委員長）（現在）、一般社団法人不動産証券化協会規律委員会委員（現在）、最高裁判所司法研修所参与（現在）、一般社団法人 JP Mirai 代表理事（現在）、一般社団法人全国国民健康保険組合協会理事（現在）、公益財団法人日弁連法務研究財団専務理事（現在）、東京都国民健康保険審査会委員（現在）、原子力損害賠償紛争解決センター仲介委員（10年間で任期終了）

### 【国際司法支援活動】

1995年から、国際司法支援活動・法整備支援活動に参加、ベトナム、カンボディア、ラオス、インドネシア、モンゴル、フィリピン等の司法支援活動に従事してきた。プロジェクト例としては、カンボディア王国弁護士養成事業、アジア司法アクセス会議主催、ラオス司法アクセス事業、アチェ震災復興司法支援事業、カンボディア民法・民事訴訟法起草支援事業である。2010年度から早稲田大学法科大学院で「法整備支援活動」の講義を担当している。また、国際業務推進センターセンター長として、国際機関への弁護士の登用等の弁護士の海外業務の推進に尽力した。

カルテル、単独行為、企業結合等の独占禁止法事件を数多く担当する。カルテルでは、これまでマリンホース、液晶テレビ・ブラウン管、自動車部品、フォワード事件、コンデンサー事件等の国際カルテル事件に関わってきた。著作権を含む知的財産権と独占禁止法の関係について詳しい。Asia Competition Association（アジア競争法機構）議長、競争法フォーラム会長、米国法曹協会反トラスト法委員会カルテルタスクフォース委員、日本弁護士連合会独占禁止法改正問題ワーキング委員等を歴任。司法試験考査委員（経済法）、東京大学法科大学院非常勤講師、一橋大学大学院国際企業戦略研究科教授（独占禁止法）を務めた。内閣府「独占禁止法審査手続についての懇談会」委員を務めた（2014年）。

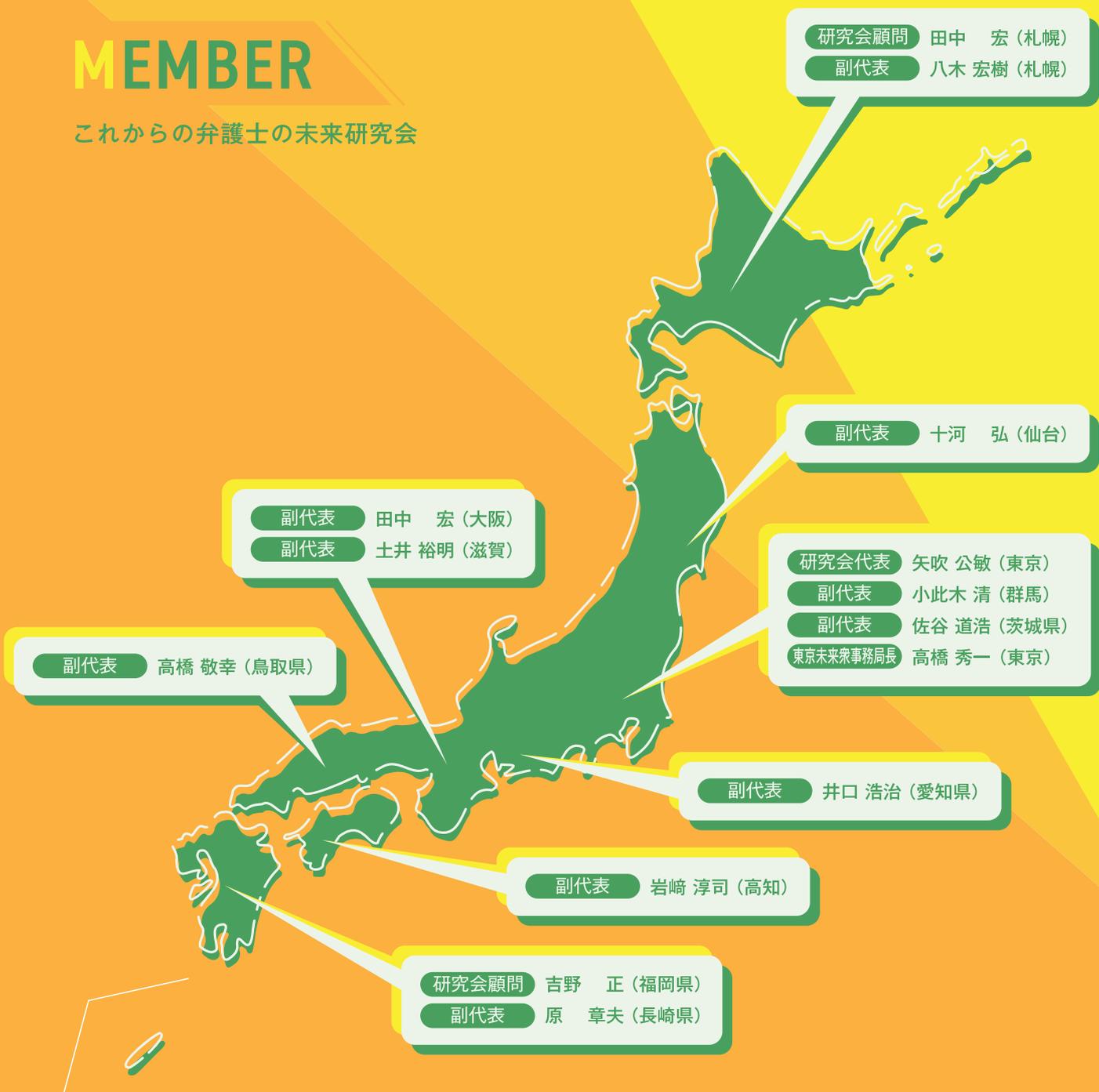
国際的には、国際法曹協会（IBA）の弁護士会評議会議長、執行委員会委員、資格審査会委員長等、International Legal Assistance Consortium 執行委員会委員を歴任。同 IBA、International Competition Network、米国法曹協会（ABA）等で独占禁止法のスピーカーを多く務めている。

著作は、国際司法支援関係、独占禁止法関係を中心に多数。

- ・「国際司法支援と弁護士会－カンボディア司法支援研修を例として」（自由と正義 1996 年 12 月号）
- ・「国際司法支援の様々なかたち－カンボディアで汗を流した弁護士たち」（自由と正義 1999 年 8 月号）
- ・「国際司法支援と弁護士」（自由と正義 1999 年 10 月号）
- ・「日弁連における法整備支援」（法律のひろば 2001 年 10 月号）
- ・「カンボディア王国弁護士会司法支援プロジェクト報告」（自由と正義 2003 年 2 月号）
- ・「法整備支援の現状と課題－カンボディア民事訴訟法起草支援に携わって」（ジュリスト 2003 年）
- ・「日本弁護連合会と国際司法支援活動」（ジュリスト 2008 年 6 月）
- ・「研究者・実務家それぞれの立場から見た国際司法支援」（自由と正義 2011 年 9 月号）
- ・「法律家の国際協力」日本弁護士連合会編（現代人文社 2012 年）
- ・「良い統治と市民社会の形成」（法学セミナー 2014 年 2 月号）
- ・「詳説 独占禁止法審査手続」（共著/弘文堂）
- ・「独占禁止法の手続と実務」（共著/中央経済社）
- ・「独占禁止法の争訟実務－違反被疑事件への対応－」（白石忠志監修・共著/商事法務）
- ・「著作権法コンメンタール（上巻）」（共著/東京布井出版）

# MEMBER

これからの弁護士の未来研究会



## これからの弁護士の未来研究会 報告書 (第3版)

発行年月日：2025年10月1日

編集：これからの弁護士の未来研究会

連絡先：矢吹法律事務所内

住所 東京都港区愛宕 1-3-4 愛宕東洋ビル 4階

電話 03-5425-6768 FAX 03-3437-3680

Eメール info@bengoshi-mirai.jp

これからの  
弁護士の  
未来研究会



<https://bengoshi-mirai.com>